

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第二号ロ、第三条の五、第三条の六（同法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十八条の四及び第三十八条の五（同法第四十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「予算の目の経費の支出による」を削り、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百五条の三第二項に規定する交付金

第二十二条中「第十六条の」を「第十八条の」に、「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条第一項中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第二項」を「

第十条第二項」に、「第十条第一項ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とする。

第十八条の見出しを削り、同条中「第四十条第一項」を「第三十八条の六第一項又は第四十条第一項」に、「第八条から前条まで」を「第十条から第二十一条まで」に、「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「第九条」を「第十一条」に、「第十条第一項中」を「第十二条第一項中」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十四条」を「第十六条」に、「第十五条」を「第十七条」に、「第十六条」を「第十八条」に、「別表第二及び別表第三中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」を「第二十一条中「法第三十八条の五」とあるのは「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の五」と、別表第二及び別表第三中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「都市計画対象事業が実施されるべき区域」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条を第十九条とし、同条の次に次の二条並びに見出し及び一条を加える。

(報告書についての環境大臣の意見の提出期間)

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

(報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間)

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

(都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例)

第二十二条 法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九条の規定の適用については、同条中「法第三条の六」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の六」とする。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条の見出しを「(評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間)」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条の見出しを「（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条第二項中「第八条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

別表第二中「第十一条関係」を「第十三条関係」に改める。

別表第三中「第十六条関係」を「第十八条関係」に改める。

別表第四中「第十七条関係」を「第十九条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

(電気事業法施行令の一部改正)

2 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十六条の二十一」を「第四十六条の二十二」に改める。

第六条の二中「第八条第二項」を「第十条第二項」に、「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

(環境影響評価法施行令の一部改正)

3 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第七章」を「第九章」に改める。